

小中一貫教育に係る教育課程の基準の特例について(案)

1. 特例の意義

同一の設置者が設置する小・中学校について、設置者の判断により、9年間を通じた計画的かつ継続的な教育課程の編成ができるよう、教育課程の基準の特例を設ける。

2. 特例の内容

- 一貫型小学校：中学校教育との一貫性に配慮した教育を施すための教育課程を編成する小学校
- 一貫型中学校：小学校教育との一貫性に配慮した教育を施すための教育課程を編成する中学校

(1) 学校設定教科

- 一貫型小学校及び一貫型中学校において、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間又は特別活動の授業時数を減じ、当該各教科等の内容を代替できる学校設定教科の授業時数に充てることができる。

(2) 指導内容の入替え・移行

- ① 一貫型小学校と一貫型中学校における指導の内容について、各教科又は外国語活動の内容のうち相互に関連するものの一部を入れ替えて指導することができる。
- ② 一貫型小学校における各教科又は外国語活動の指導の内容の一部について、一貫型中学校に移行して指導することができる。
- ③ 一貫型中学校における各教科の指導の内容の一部について、一貫型小学校に移行して指導することができる(この場合、当該一貫型中学校において当該内容について再度指導しないことができる)。
- ④ 一貫型小学校及び一貫型中学校における各教科又は外国語活動の内容のうち特定の学年において指導するものの一部について、他の学年に移行して指導することができる(この場合、当該特定の学年において当該内容について再度指導しないことができる)。

3. 特例の活用に係る要件

- (1) 教育課程の基準の特例を活用できる場合は、設置者が、一貫型小学校及び一貫型中学校について、次の基準を満たしていると認める場合とする。
 - ① 特例の活用により、9年間の計画的かつ継続的な教育課程を編成して教育を実施する必要があること。
 - ② 教育基本法及び学校教育法に規定する小学校及び中学校の教育の目標に関する規定等に照らして適切であること。
 - ③ 小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領において全ての児童及び生徒に指導すべき内容として定められている事項(以下「内容事項」という。)が適切に取り扱われていること。
 - ④ 内容事項を指導するために必要となる標準的な総授業時数が確保されていること。
 - ⑤ 児童及び生徒の発達段階並びに各教科等の特性に応じた内容の系統性及び体系性に配慮がなされていること。
 - ⑥ 教育課程の編成・実施に当たって、児童及び生徒の負担過重となることのないよう十分な配慮がなされていること。
 - ⑦ 保護者の経済的負担への配慮その他の義務教育における機会均等の観点からの適切な配慮がなされていること。
 - ⑧ 児童及び生徒の転出入に対する配慮等の教育上必要な配慮がなされていること。
- (2) 設置者は、当該一貫型小学校及び一貫型中学校の教育課程について、特例の内容及び上記(1)の基準を満たしている旨等を公表すること。
- (3) 設置者は、特例を活用した教育課程の実施状況の把握及び検証を行い、その結果を公表すること。

4. 配慮事項

- (1) 設置者は、教育委員会規則等において、特例を活用する小学校及び中学校が小中一貫教育を施すものである旨を明らかにするとともに、各学校においては学校間の協議を経て教育課程を編成する旨を定めるものとする。
- (2) 学習内容の系統性及び体系性に留意し、各学年の各教科等の目標が概ね達成されるとともに、9年間で指導しない内容が生じることのないよう留意し、義務教育段階の教育目標が9年間の教育課程全体の中で確実に達成されるようにすること。
- (3) 児童生徒等の転学、進路変更等に際し、転学先又は進学先の学校における教育課程の実施に支障が生じることのないよう、必要に応じ、当該児童生徒等に対する個別の補充指導を行うなど十分な配慮を行うこと。

◎国として実施状況を把握し、成果の普及に取り組む